# | 目で音質長一巻) 適用が 青毛なれ に事で高校におけるレスリング部事故につき

国家賠償法一条の適用が肯定された事例 (那覇地裁沖縄支部平成元年五月二五日、判例集未登載)

山吉剛

### [事件の概要]

Xはその父親、同Xはその母親である。被告Y・沖縄県は石川高校の設置者であり、A教諭は同校の保健体育担当教諭 めていた者である。 で前記レスリング部の顧問として同部の指導に当たっていた者、Bは数学担当教諭で、同校男子バレー部の監督をつと 原告Xは昭和五八年当時、県立石川高校二年生(一六才)で、同校のレスリング部に所属していたものであり、原告

リングのスパーリング(試合形式の練習)をしていた最中に頭部を強打し、第二頸椎骨折、頸髄損傷による四肢麻痺の 原告Xは、昭和五八年四月一八日、石川高校二階の武道場において、レスリング部の練習の一環としてB教諭とレス

傷害を負った。

本件事故にいたる経緯は次のとおりである。

(-)「A教諭は、大学時代には柔道を専攻し、レスリングの経験はなかったが、沖縄県立読谷高等学校に在職していた 髙校におけるレスリング部事故につき国家賠償法一条の適用が肯定された事例 二九

て頸部を鍛える運動)、スパーリング、ウェイトトレーニング、技の練習がその主な内容であった。 体育館二階の武道場で行われ、ランニング、柔軟体操、ブリッジ(仰向けに寝てそりかえり、頭と足だけで体を支え ていた。当時、レスリング部の部活動は、日曜日を除くほぼ毎日、約二時間ないし二時間半にわたって主に石川高校 ていた。その後昭和五八年四月ころ、一年生の新入部員が二人入ったが、部員同志だけでのスパーリングは禁止され スパーリング等の際は、原告Xより二〇キロ以上も体重のあるA教諭が練習相手(スパーリング・パートナー)となっ の大会でベストフォーに入賞した。同好会として発足した当時の部員は、原告Xを除いてその後ほどなくやめたので、 により、右同好会に入部して初めてレスリングをするようになったが、熱心に練習に打ち込み、二回にわたり、県内 間もなくレスリング同好会(昭和五八年に部に昇格。)を創設した。原告Xは、昭和五七年五月ころ、A教諭の勧誘 ングの指導者講習を受講するなどしてレスリングの知識と技術を習得し、昭和五七年四月ころ、石川高校に赴任して 昭和五二年三月ころから、レスリング部の顧問となり、昭和五五、六年ころに約数日ないし一週間にわたってレスリ

こでも攻防に用いることができるフリースタイルの二種類があるが、石川高校で行われていたのは後者であった。」 なお、レスリングには、下半身にふれることが禁止されているグレコローマンスタイルと、反則技以外は全身のど

加した生徒全員に、一人二回ずつ位の割合で、約二〇分にわたってタックルをかけた。」 リッジ、タックル(相手の足をとって倒す技)のかけ方、スパーリングの模範演技を行い、またA教諭の指示で、参 「昭和五八年四月一八日、原告Xは、午後二時五〇分から午後三時四〇分まで六校時のレスリングの授業に出席し 同授業はA教諭が担当して約四○人ほどの男子生徒が出席して行われ、原告Xは、A教諭と二人で柔軟体操、ブ

後のスパーリングでは、原告Xは、A教諭をフォール(両肩をマットにつけること)した。」 も加わってブリッジ、スパーリング、技の練習をした。スパーリングは、一ラウンド三分で五ラウンドほど行い、最 武道場で一人で部活動を始め、ランニング、柔軟体操、ウェイトトレーニングを行い、午後五時すぎころからA教諭 「当日は、一年生の部員は旅行に参加して不在だったので、原告Xは、午後四時半から五時ころから体育館二階の

六一センチ、体重六三、四キロ程度であったのに対し、原告Xは、身長一五八センチ、体重五七、八キロ程度であっ 既にB教諭が二階に上がって来るところだったので、黙ってこれに応じることとした。なお、B教諭は、当時身長一 原告又は、帰るしたくをしており、B教諭がレスリングに関して全く経験のない初心者であることを知っていたが、 出た。A教諭は、B教諭がレスリングについて全く経験がないことを知っていたので少しためらったものの、申し出 見て自分にでもできそうだと思って興味を持っていたので、この話をきいて自分が原告又の練習相手になろうと申し に応じることとし、二階にいた原告Xに「B先生が一緒に練習をしてくれるから一緒にやりなさい。」と声をかけた。 ルされたことを話した。B教諭は、レスリングを練習した経験も指導した経験も全くなかったが、テレビやビデオを 「部活動は、六時半ころ終り、A教諭は体育館一階にある体育教官室に引き上げ、居合わせたB教諭に原告Xにフォー

(<del>II</del>) 開始した。当初、原告Xは通常の練習時と同様に三分間に設定しようとしたが、B教諭の申し入れで二分間としたも 「原告XとB教諭は、準備運動も行わず、原告Xのアラーム付き腕時計で時間を二分間に設定してスパーリングを

髙校におけるレスリング部事故につき国家賠償法一条の適用が肯定された事例

着替えの最中であった。 相手の体を真横に回転させる技。「巻き込み」ともいう。)を試みた。その瞬間、B教諭が投げられまいとして、背後 ら逃れようとして、右手でB教諭の右肘をつかまえ、右方向に巻き投げ(バックを取られた者がこれを逃れるために 予定の時間が来てアラームが鳴ったが、勝負がつかないので、そのままスパーリングを続行し、原告Xが、B教諭か く、原告Xは、中腰で立っている状態のときにB教諭に背後からバックを取られ、後ろから押されるようにして四つ のであった。この時のB教諭の服装は、短パンをはき、裸足で、上半身は裸だった。スパーリングを開始して間もな から強く押したので、原告Xは頭からマットにつんのめり、鈍いボキッという音がして首から下の感覚がなくなった。 ん這いの格好になり、B教諭も、そのままの形でマットの上に膝をつき、その状態でマットの上をぐるぐると回った。 A教諭は体育教官室にいて本件スパーリングには立ち会っておらず…、異変に気づいたB教諭が知らせに来た時には

はそのような問題はなく、証人Bがことさらに自己の責任を軽減しようとして虚偽の供述をしているとも認め難い。 本件事故によって頭部を強打していることを考えると、その記憶の正確性には検討を要する点がある反面、B証言に したがって、右両供述の異なる部分については、B証言に副って認定するのが相当と判断した。他に以上の認定事実 なお、本件スパーリングの状況については、原告Xの供述とB証言とで内容に一部相違がある。しかし、原告Xが、

本件事故により、原告Xが受けた傷害の程度は、原告側準備書面によれば次のとおりである。 原告Xは、本件事故により、第二頸椎骨折、頸髄損傷等による四肢麻痺の傷害を負った。

を覆すに足りる証拠はない。」

□ 原告Xは、右頸髄損傷による呼吸筋麻痺のため、気管切開施行し、昭和五八年四月一八日から同年五月三一日ま

でレスピレーター(人工呼吸器)を使用せざるを得なかった。

原告Xは、本件事故による負傷の為、昭和五八年四月一八日から同年九月一五日まで沖縄県立中部病院に入院し、

同年九月一六日から昭和五九年十月一七日まで九州労災病院に入院した。

原告Xが沖縄県立中部病院を退院し、九州労災病院へ転院する際の症状は、次のとおりであった。

初診時四肢の自動運動を全く認めなかった。退院時両上肢の筋力は、二~三キログラム、両

下肢も二~三キログラム

ア、間節の運動性

起立步行 退院(転院)時歩行不能、又、起立位の保持も不能

ゥ 座位 転院時座位可能、但し、保持も短時間で、臥位より自力での座位は不能

昭和五八年八月一八日に右五キログラム、左四・七キログラム

オ、知覚 第五頸髄筋以下に障害が認められた。

握力

カ、介助日常生活動作の独立性がないため介助を要した。

(五) し、両下肢は全く動かず、両上肢もわずかに動く程度である。そして、床上動作、食事、衣服の着脱、入浴等の日 原告Xの症状は固定し、昭和五九年十月一八日九州労災病院を退院したが、右障害の結果、運動機能に麻痺を起

常生活全般にわたって介助を必要とし、今後現在以上に運動機能が回復する見込はない。原告Xの後遺傷害の等級

は一級に該当する(判決の認定でも一級傷害に該当することが認められている)。 このため、原告側は、本件事故が債務不履行又は国家賠償法一条に当たるとして、Xに対しては、逸失利益など

高校におけるレスリング部事故につき国家賠償法一条の適用が肯定された事例

三四

億九六九○万円余、χ、χに対しては慰籍料各四二五万円の支払いを被告沖縄県に求めた。

#### 半旨

Xに対しては請求額の約三割に当たる六二四六万円余、X、Xに対しては約三割の一六五万円の一部認容。

## 1 在学契約に基づく被告の安全配慮義務について

立証がない本件においては、原告らの安全配慮義務の主張は理由がない。」 約の存在を前提とする原告らの主張は、主張自体失当であって、他に安全配慮義務の発生根拠について何らの主張 の入学許可という行政処分によって生じる公法上の法律関係であると解するのが相当である。してみれば、在学契 - 県立高等学校における生徒の在学関係は、私立の高等学校のそれとは異なり、契約ではなく、行政主体たる県

## 2 国家賠償法第一条一項違反の責任について

### 計導監督義務違反

了後に参加する、いわゆる課外のクラブとして活動していたこと、石川高校においてはこのような課外のクラブ 活動も学校の特別教育活動の一環と位置づけられていたこと、A教諭がレスリング部の顧問をつとめていたのも、 べきところ、証拠資料並びに弁論の全趣旨を総合すると、被告のレスリング部は、希望する生徒が正規の授業終 「国家賠償法一条一項にいう「公権力の行使」には、公立高等学校における教師の教育活動も含まれると解す

このような趣旨に基づくことが認められる。してみれば、A教諭がレスリング部の顧問として行う指導監督も、

石川高校における教育活動の一環としてされたものであって、被告の「公権力の行使」に当たるというべきであ る。そして、本件事故が、このようなA教諭の指導監督に際して発生したものであることは、前記…で認定した

ところにより明らかであるから、右指導監督についてA教諭に過失が認められる場合には、被告は国家賠償法し

条一項に基づく損害賠償義務を負わなければならない。」

□ Bの過失「原告らは、更に、B教諭が原告Xの練習相手をつとめたことも公権力の行使に当たると主張する。 しかし、前記…で認定したところからすればB教諭には、レスリング部を指導すべき何らの権限も地位もなく、

ある。したがって、この点に関する原告らの主張は、その余の点について判断するまでもなく、失当といわざる に当たることになるものではなく、生徒が練習相手をつとめた場合と本質的に変わるところはないというべきで たまB教諭が石川高校の教師であったという一事をもって、同教諭の右行為が外形的にも被告の「公権力の行使」 同教諭はレスリングについては全くの未経験者であって、このことは原告Xも認識していたのであるから、たま

**三 被告県の過失「なお、原告らは、被告自身にも、教師を一般的に指導監督すべき注意義務があるのに、これを** 怠って本件事故を惹起させた過失があると主張する。しかし、これについては、具体的な主張立証は全くないの

で、右主張は理由がない。」

をえない。」

Aの過失「そこで、以下、A教諭の過失に絞って検討する。

① レスリングとはマットの上で相対する二人の競技者が相手を投げたり倒したりして相手をフォールすること

髙校におけるレスリング部事故につき国家賠償法一条の適用が肯定された事例

三五

原告Xがレスリングの熟練者であったとの被告の主張は認めるに足りない。 ングの競技経験は、一定の限られたものであったといわなければならないから、別異に解すべき理由はない。 しかも石川高校のレスリング部の部員は、初心者である一年生の他は原告X一人だけで、部活動でのスパーリ ない。本件においても、前記…で認定したとおり、原告Xがいまだレスリング歴一年足らずを有するにすぎず、 合、指導対象である高校生は、身体的にも精神的にも発展途上にある未成年者であって、事故発生の危険が成 ングの相手もA教諭しかいなかったことを考えると、県内の大会での入賞歴があるとはいえ、原告Xのレスリ 十分認識したうえで、事故の発生を防止するために適切な指導監督を行うべき義務があるといわなければなら 人に比べて一層大きいと考えられるから、それだけに指導担当者としては、レスリング競技のはらむ危険性を 危険性を内在させているということができる。特に、レスリングが高校生の課外クラブ活動として行われる場 る点から、身体の枢要部である頸部を損傷する危険性が高く、…少し間違えば重大な事故に結びつきかねない を競う格闘技であって、相手に対する直接の身体的攻撃を本質とするものであり、特に、フォールを目的とす

ような知識、技術、経験のない者を高校生の相手として、スパーリングを行わせても、練習としての効果は薄 部員同士だけのスパーリングが禁止されていたのも、このような趣旨に基づくものとみることができる。この 適切な技術と経験を有する者を相手として選択指名すべきであり、前記…のとおり、石川高校レスリング部で めには、レスリング競技、とりわけこれに内在する危険性に対する正しい理解と、生徒の技術・経験に応じた 在する危険性が現実化するおそれの大きいものであるから、これを適切に行い、練習としての効果をあげるた 特に、スパーリングは、試合と形式を同じくするものであり、それだけに前記のようなレスリング競技に内 反した過失があるといわなければならない。」 指示し、もって前記…のとおり本件事故を惹起させたものであるから、この点において、前記の注意義務に違 現に予見していたとみる余地もある。)これを意に解さず、漫然B教諭とスパーリングを行うように原告Xに かもしれないことを予見できたのに(A教諭がB教諭の申し出に対して一瞬躊躇しているところから見れば、 なることを申し出たという経緯からすれば、右申し出は、教育的配慮というより、B教諭個人の興味本位に出 ることを認識しており、かつ、B教諭はA教諭が原告Xにフォールされたことを聞いてスパーリングの相手と があったといわなければならない。前記…のとおり、A教諭は、B教諭がレスリングについて全くの素人であ 生の相手方に指名してスパーリングを行わせることは絶対に避け、もって事故の発生を未然に防止すべき義務 の知識、技術、経験についても十分配慮して、これを選択指名すべきであり、特に興味本位の未経験者を高校 パーリングを行わせるに際しては、レスリング競技に内在する危険性を十分理解したうえ、相手となるべき者 本位に安易に行われる場合には、なおさらこの危険は大きい。してみれば、指導担当者としては、高校生にス たものであったこと及びA教諭もこのことを認識することができたことを推認することができる。してみれば、 くて無意味に等しいばかりでなく、不慮の事故を発生させる危険性が少なくない。特に、スパーリングが興味 A教諭としては、B教諭を原告Xの相手に指名してスパーリングを行わせる時には、何らかの事故が発生する

指名したことに過失があると主張する。 「なお、原告らは、B教諭の体格が原告Xに比べて格段に優る点においても、同教諭をスパーリングの相手に

しかし、前記…で認定したところからすれば、B教諭は原告Xを体重で七キロ、身長で三センチ程度上回って

いたことを考えると、原告らの前記主張は採用できない。」 いたにすぎないうえ、前記…の通り、体重差が二〇キロ以上もあるA教諭が普段はスパーリングの相手となって

「また、原告らは、原告Xが極度の疲労状態にあるのを看過して練習を指示した点でもA教諭に過失があると

うな極度の疲労状態にあったとはただちに認定できない。…してみれば、原告らの右主張も採用の限りではない。」 リングを行うに際しても、当初時間を三分間に設定しようとしたことからすれば、原告Xが原告らの主張するよ あったことに加えて、…原告Xが当日A教諭との練習の最後にA教諭をフォールしたこと、B教諭と本件スパー しかし、前記…からすれば、六校時の授業終了から部活動の開始までの間には少なくとも一時間近くの間隔が

諭のイニシアティブで設立されたもので、部員も一年生の他には原告X一人だけであったという同部の活動実態 に照らせば、A教諭には、スパーリング形式の練習を行わせるに際しては必ずこれに立ち会い、もって事故の発 先に述べたようなレスリング競技に内在する危険性に加えて、前記…のとおり、石川高校のレスリング部はA

「更に、原告らは、A教諭には本件スパーリングへの立合いを怠った過失があるとも主張する。

生を未然に防止すべき注意義務があったというべきである。

足りる証拠はなく、したがってA教諭が仮に立ち会っていたとしても、B教諭が右防御行為をとった時点で直ち 行為そのものは、いわゆる禁じ手ではなく、特に危険なものでもなかったと証言しているところ、これを覆すに に危険性を予測して、これを制止することが期待できたとはただちには認め難い。加えて前記…で認定したとこ …しかし、証人C[県レスリング協会理事長]は、本件でB教諭が巻き投げをかけられまいとしてとった防御

はいまだ認め難い。してみれば、A教諭が立ち会いを怠ったことと本件事故の発生との間に因果関係があるかに ろからすれば、本件事故は一瞬の出来事であって、たとえA教諭が立ち会っていても事故の発生を防止できたと ついては多分に疑問の余地があり、いまだこれを認めることはできない。したがって、結局、原告らの前記主張

(五) これによって原告らに生じた損害を賠償すべき義務がある。」 は、前記…のとおり被告の地方公務員が公権力の行使に際して生じさせたものというべきであるから、被告には 申し出たB教諭を原告Xの相手に指名して本件スパーリングを行わせ、本件事故を惹起させた過失があり、これ 「以上のとおりであって、A教諭には、レスリング競技について全くの初心者で興味本位に相手となることを

「原告Xは、B教諭がレスリングに関して初心者であることを知りながらスパーリングに応じ、既に当日の練

3

過失相殺について

習を終えて帰り支度をしていて、一旦体が弛緩した状態であったと推認されるのに、準備運動もしないままスパー をも考慮すると、原告Xにもいささか安易に本件スパーリングに臨んだ過失があるといわねばならず、このよう 続行したものであって、前記…のとおり、B教諭の防御行為自体が危険なものであったとは認められないこと等 リングを開始したうえ、当初予定した時間が経過した後も、中止を求めることもなく、そのままスパーリングを

高校におけるレスリング部事故につき国家賠償法一条の適用が肯定された事例

関しては経験者であったこと、その他本件事故の発生に至る経緯等に照らすと、右過失が本件事故に寄与した割

な原告Xの態度もあいまって本件事故が発生したものということができる。そして、原告Xの方がレスリングに

合は四割と認めるのが相当である。」

#### [研究]

本件は、県立石川高校レスリング部における学校事故事件である。

償額の大きさの点で極だっているといえよう。その後、判例集に登載されることを期待していたが、載った様子がな (「琉球新報」一九八九年五月二五日)。沖縄では、これまでも学校事故裁判があったが、事故原因、被害の態様、賠 い。小論では、本判決の紹介を兼ねて問題点を指摘してみたい。 地元紙は「学校の安全管理に落ち度」「県に六五七六万円の支払い命ず」「生徒の過失も認定」と大きく報じた

(「判例評論」連載後、一九九二年単行本化)がある。この類型に従えば、本件は体育課外クラブ活動練習中の事故に 学校事故判例を総体としてとりあげ、類型化し、問題点を整理したものとして、伊藤進・織田博子『解説学校事故』

入ることになろう。

と思っていることからするとプロレスと勘違いしているのではないか)、しかもレスリング部顧問の単なる同僚だっ 習(スパーリング)の相手を勤めたのが、レスリングに全く無知な教員(テレビやビデオを見て自分でもできそうだ の進んでいる場合は過失も広く考え、逆の場合は狭く考えるべきとするのが通説である。本件の場合、ほとんどマン・ ツー・マンの状態で指導を受けていたわけだから条件整備面では問題はなかったといえよう。本件で特異なのは、練 学校事故を考える際、まず念頭に置かなければならない点として教育条件整備義務に比例して、すなわち条件整備

## 債務不履行費任について

ず、在学する子どもと設置者の関係を対等平等な契約関係と見なし、そこから派生する子どもの権利の一内容として 在学関係を法的にどう把えるかについて、教育法学の通説では、特殊法上の特殊契約とする。設置者の如何を問わ

「安全に教育を受ける権利」を認める。

自認しており、今後の課題といえよう。筆者は特殊契約説の立場を支持したい。 ており、後戻りは許されない。ただし、在学契約=債務不履行説には不都合な点も残されていることは提唱者自身も い。この矛盾を解決するために特殊契約論が登場してきたのは訳がある。今時は「教育私法論」も唱えられるに至っ い(法的根拠はないのだが)。しかし、私立=在学契約、国公立=行政行為という峻別論はいかにも実体にそぐわな しかし、国公立学校の場合、一般行政法的に判旨1のような「同意を要する行政行為」と観念される傾向がまだ強

過失が認定されていれば、過失相殺しないし二割程度にとどまったのではなかろうか。 判旨にあるように、Bの過失を攻撃しなかった。そのため過失相殺四割という低額の認容となった。A、B合わせて こうした事情を考えると、Bにより大きな過失か認定されて当然だと思われる。しかし原告代理人(照屋寛徳)は

おしまれる点である。

にも反している(三名の尋問調書)。 事実XはBの方にむしろ不誠実を感じている(本人尋問調書)。Bの過失を問わないのはX、X、Xの被害者感情

日本教育法学会に学校事故特別委員会が設置されて以来、学校事故関係文献は多数を数える。特に学校事故研究会 高校におけるレスリング部事故につき国家賠償法一条の適用が肯定された事例

る構造的なものと位置づけた。いずれも妥当な結論である。 伊藤・織田(「学校事故賠償責任の判例法理」『判時一二五三号判時~一四八一号』、によれば現行学校制度が内包す 否定、無過失資任でも賠償をすべし、また事故の多くは教育行政の条件整備義務(教基法一〇条二項)によっており、 育法学年報』七(一九七八年)号など多数を数える。『日本教育法学会』レベルでは、事故に伴う教員の過失責任を 伊藤進・織田広子『学校事故の構造と法理』(三省堂)、雑誌としては尾山宏「学校事故の法律問題」、『季刊教育法』 編『学校事故全書Ⅰ、Ⅱ』(総合労働研究所、一九七七年)伊藤進『学校事故の法律問題』(三省堂 一号、一九七一年(秋号、兼子仁「学校事故救済の立法論-学校災害補償法および学校災害賠償法の提案」『日本教

決められたウェアとシューズをはくこととなった。 と、③審判が立ちあい(三名)時間内(三分)、ポイントを表示すること、④禁じ手を行なうことは許されない。⑤ うになった。すなわちレスリングについていえば、①マット上で行うこと、②互いの体重が同ウェイトであるべきこ 学の課題』(道和書院、一九八○年)、伊藤進・佐藤孝司『スポーツ・体育事故判例の研究』(道和書院、一九九五 年七月、「提言・スポーツ基本法要項案」『日本スポーツ法学及び年報五号』九八年六月)のほか、伊藤堯『体育法 九二年にはスポーツ法学会(会長千葉正士)が設立されるに至っている。そして学校スポーツ事故も再検討されるよ 育施設出版、一九八五年、伊藤進・織田広子編・『解説学校事故』(三省堂、一九九二年)を輩出して、ついに一九 年)、濱野吉生『体育・スポーツ法学の諸問題』前野書店一九八三年。千葉正士・濱野吉生『スポーツ法学入門』体 てのスポーツ」『スポーツ法学会年報一号』一九九四年、「権利としてのスポーツ」『スポーツ・ジャーナル』九七 ところで「スポーツ権」という新しい人権カテゴリーが唱導され、永井憲一の一連の論文、(「国の「文化」とし

もきわめて特異なものといわざるを得ない。 本件の場合、Aが追及されたのは③だけであり、他はすべてBのルール違反である。スポーツ法学上の事故として

#### 注1>

松浪健四郎『基本を学ぶための新レスリング教室』ベースボールマガジン社・一九九〇年刊九十四頁~九十五頁に

よると次の記述がある。

いに用いられる傾向にあります。 ます。また、現行ルールでは、投げ技の失敗はハンディとならないだけに、技のかけ得となり、よけ 投げ技の中でもポピュラーな技術。比較的優しい印象を受けるので、試合ではひんばんに用いられ

下におくか、あるいは腰横下に出します。当然、踏み込むと同時に反対の足を送り込んで、投げに加 と同時に、首を取っている方の足を、相手の足元まで踏み込みます。そして自分の尻を相手の腰より ます。片方の引き手となる手は、自分の脇に引き込んでかかえこむように固定させ、上腕を軽く握る まず相手の後頭部の下方から首の後ろにかけての部位にヒジをかけて、自分の胸元の横に引きつけ

投げるのはヒザのバネを使い、自分の体を回転させることによって可能となります。 上体をつつみ込むように引きつけるのも重要ですが、腰をうんと落として飛び込むのも大切です。 これらの動作をいかに速く、スムーズにできるか。しかも自分のバランスを崩さず、スピードをつ

髙校におけるレスリング部事故につき国家賠償法一条の適用が肯定された事例

速を加えねばなりません。



投げ(1)

けることができるか。これらは打ち込みの反復練習によって克服できるでしょう。

首投げは、相手の姿勢が高いとき、腰が棒立ちになっているとき、組み手争いに夢中になっているときなどに効果的です。確実に

る出鼻をくじくのにも効果があります。3ポイント奪取できるにとどまらず、相手が強引に前へ、前へと出てく

ながります。(れほど好感をもたれないけれども、相手の体勢いかんではポイントにつれほど好感をもたれないけれども、相手の体勢いかんではポイントにつく種極的で多彩な攻撃が要求される現行ルールでは、首投げの連発はそ

りについてきます。 あきらめないようにします。引き手さえ殺しておけば、相手はそのねじ体をす早くねじることでしょう。しつこくねじることを忘れず、途中で体をす早くねじることでしょう。しつこくねじることを忘れず、途中で首投げのキーポイントは、引き手を完全に殺すこと。つぎには自分の

ぶべきで、たんに投げる技術だけを手中にしても、好ましいものではあ返されないように伸ばします。練習では、一貫してそこまでを通して学投げ終ってマットについたなら、すぐに首を巻いていた手をテコにして、また大切なことは、投げたのち、返されないように注意することです。

努力してほしいものです。 首投げの種類も豊富です。自分の体にあった技術を身につけるように りません。投げ終ったあとが問題なのです。

また、左右の首投げができるようになると、効果は倍加します。首投



げにかぎらず、投げ技は左右どちらからでも打てるクセをつけておきたいものです。もちろん、タックルや他の技術も同じです。レ

スリング技術は、左右どちらからでも使えると苦手をなくしますし、それが一つのフェイント技術ともなります。 自分は右利きだけれど、最初、左から首投げに入ると見せかけ、すぐに右の首投げを打つという具合に、相手に錯覚を与えること

(注2)

も技術展開のうえでは重要です。

榊田喜三郎・山本

真(監修)、大谷

清

編集

**「骨折・外傷シリーズ4 脊椎の外傷その2」『南江堂』** 

(資料提供は美崎邦子氏による。)

の取り扱いは慎重であるべきで変形を不用意に矯正しようとすれば脊髄損傷を来す危険がある。 しても脊髄の機能障害が発生しうる。脊椎脱臼の場合の表現は骨盤を中枢とする。脱臼は頸椎に多く症状は一般に強烈である。 患者 (脊椎脱臼)脊椎の脱臼は多くの場合、脱臼骨折の型をとる。骨折を伴わないものは、頸椎に多い。単純脱臼にしても、脱臼骨折に

#### 脊椎骨折

【頸椎骨折】

予後不良を示す。頸髄下部損傷のときには、交感神経麻痺のためホルネルHorner症候群(眼瞼裂隙の狭小、瞳孔縮小、眼球陥没)を するが、第五頸髄節以下では胸式呼吸が障害される。頸髄損傷時には特有な症状として体温の異常上昇・異常下降をみることがあり、 とる。頸髄麻痺症状が発生するため、四肢麻痺がおこる。第四頸髄節以上の損傷では、横隔膜麻痺のため、呼吸停止がおこって死亡

好発部位は第五〜七頸椎の高さであり、単独で圧迫骨折をおこすことは非常に少なく、ほとんど脱臼骨折のかたちを

高校におけるレスリング部事故につき国家賠償法一条の適用が肯定された事例

みることがある。特殊な損傷として中心性頸髄損傷があり、上肢麻痺に比べて下肢の運動麻痺が軽度である。

#### 脊髄損傷

とることが多い。 椎移行部が最も多く、下部頸椎部がこれにつぐ。受傷すると、脊髄ショック期 spinal shock となり、受傷髄節を含め、その末梢の 全反射は消失する。この期間を経て反射の回復がおこり、回復期にはいる。全麻痺のときは伸展拘縮、不全麻痺のときは屈曲拘縮を 脊髄損傷の形式は、振盪・圧迫・挫傷の三つがあるが、脊髄実質の挫傷は重度の機能障害である四肢麻痺を併発する。とくに胸腰

治療の原則は、早期リハビリテーション・膀胱管理・褥 瘡予防につきる。とくに残存機能をより以上に増強することが社会復帰の

